

議 第 36 号

令和 4 年 2 月 16 日提出

熊本市附属機関設置条例の一部改正について

熊本市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成１９年条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の表中 7 2 の項を削り、7 3 の項を 7 2 の項とし、7 4 の項を削り、7 5 の項を 7 3 の項とし、7 6 の項から 8 3 の項までを 2 項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

8 2	熊本市総合計画審議会	熊本市第7次総合計画の評価・検証及び次期熊本市総合計画の策定について、必要な事項を審議する。
8 3	熊本城復旧基本計画検証委員会	熊本城復旧基本計画に基づく事業の検証を行い、計画の見直しに必要な事項を審議する。
8 4	熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議	新型コロナウイルス感染症に係る感染状況、医療提供体制等の評価を行うとともに、本市の対策等について、必要な事項を審議する。
8 5	熊本市緑の基本計画推進委員会	熊本市緑の基本計画の着実な推進を図るため、その評価及び進行管理を行うとともに、必要な事項を審議する。
8 6	熊本市健全な森づくり推進協議会	熊本市健全な森づくり推進計画の着実な推進を図るため、必要な事項を協議する。

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（提出理由）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づく附属機関を設置する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。